

成績評価基準

- 1、評価の原則として、授業科目の評価は、当該授業科目の目標や内容に照らし評価するものとする。また、その評価や評価の観点は授業科目ごとにシラバスに明記されている。
- 2、各授業科目の成績評価は、定期試験、授業担当者が必要に応じて実施する試験、課題、小テスト、提出物、レポート並びに平素の学習活動等を総合的に勘案して行われている。
- 3、科目の出席時数が授業時数の3分の2（臨床実習は原則全ての授業時数）に達しない者は、その科目について評価を受けることはできない。ただし、臨床実習については、やむを得ない理由による欠席と校長が認め、かつ出席すべき時数の9分の1を超えない場合に限り評価を受けることができる。
- 4、成績評価はすべて4段階に区分し「A、B、C、D」をもって表示する。評価の基準は、当該授業科目の目標達成度に応じ以下のとおりとする。

評 価	評点	目標達成度	単位認定の可否
A	80～100	高い程度で達成している	認定
B	70～79	おおむね達成している	
C	60～69	達成が不十分	
D	60点未満	達成されていない	不認定

- 5、学習成績の評価は、原則として前期末及び学年末に行うものとする。前期授業科目及び後期科目の評価は、それぞれ前期末、学年末に行い、通年実施される授業科目は、学年末に前期成績を勘案し年間を通じて評価する。また、学外における実習等の成績評価は、担当教員と実習指導者とで行う。
- 6、学習成績の評価は、当該授業科目の担当者の合議の上作成し、成績判定会議の審議を経て決定される。